

特別児童扶養手当

心身に重度、中度の障がいがあるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

①施設などへ入所した。②お子さんが障がいを事由とする公的年金を受給する。③本人・配偶者・扶養義務者のいずれかの所得が限度額を超過した(支給停止)。

※ご相談、詳しい請求手続きは、左記まで。

障害者控除対象者認定書を交付

65歳以上で寝たきりなどの人

12月25日(木)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限

12月25日(木)は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の第6期および介護保険料の第5期納期限です。

【保険税(料)が未納の場合】 保険税(料)を未納のままにすると、各保険サービスを利用する際に制限を受ける場合があります。

【国民健康保険税について】 国保年金課保険税班 (☎内線 281~284)。

【後期高齢者医療保険料について】 国保年金課高齢者医療年金班 (☎内線 288・299)。

【介護保険料について】 介護福祉課介護保険班 (☎内線 277)。

は、障害者手帳をお持ちでなくとも、確定申告時に障害者控除の対象になる場合があります。

※控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」が必要で、申請などは左記窓口まで。

【手話学習とミニ懇談会】 12月6日(土)。

【談話会】 12月21日(日)。

【共通】 要約筆記(話し手の言葉を要約して書き、スクリーンに映す)有り。

【要件】 ①国民健康保険税を完納している人。②人間ドックの助成の場合、当該年度に特定健康診査を受診していない人。

【限度額】 人間ドック: 30,000円。

【手続き】 検査医療機関を予約し(指定医療機関なし)検査日の2週間前までに、市役所、印旛支所・本笠支所へ申請書を提出してください。

保・年金

人間ドック・脳ドック検査費用の助成

国民健康保険被保険者

国民健康保険に1年以上加入している40歳以上の被保険者で、左記の要件を満たしている場合は、事前に申請することで人間ドック・脳ドックの検査費用の2分の1の額(限度額有り)が助成されます。

【要件】 ①国民健康保険税を完納している人。②人間ドックの助成の場合、当該年度に特定健康診査を受診していない人。

【限度額】 人間ドック: 30,000円。脳ドック: 20,000円。

【手続き】 検査医療機関を予約し(指定医療機関なし)検査日の2週間前までに、市役所、印旛支所・本笠支所へ申請書を提出してください。

43-461-6533、☎043-496-2331。

納めている人。②人間ドックの助成の場合、市で実施する健康診査を受診していない人。

【限度額】

【手続き】

検査医療機関を予約し(指定医療機関なし)、検査日の2週間前までに、市役所、印旛支所・本笠支所へ申請書を提出してください。

【要件】 ①国民健康保険税を完納している人。②人間ドックの助成の場合、当該年度に特定健康診査を受診していない人。

【限度額】 人間ドック: 30,000円。脳ドック: 20,000円。

【手続き】 検査医療機関を予約し(指定医療機関なし)検査日の2週間前までに、市役所、印旛支所・本笠支所へ申請書を提出してください。

区分変更後の自己負担限度額

Table with 3 columns: 区分, 所得要件, 自己負担限度額. Rows include categories A (901万円超), I (600万円超~901万円以下), U (210万円超~600万円以下), E (210万円以下), and O (世帯主, 同一世帯のすべての国保加入者とも住民税が非課税).

※所得要件については、同一世帯のすべての国保加入者の基礎控除後所得の合計を計算します。※多数回該当とは、過去に12カ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の「4回目以降」に適用される限度額です。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料は、日本年金機構からの納付案内書などにより毎月の保険料を翌月の末日まで納付してください。

歳末たすけあい募金にご協力を

共同募金運動の一環として、今年も12月1日から「みんなてささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに「歳末たすけあい募金」が始まります。

平成26年度の保険料額は、12月15日、250円です。納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

【はたらくふれあい懇親会】 「いんざいアートフェス2014」を開催

障がい者を雇用する企業と就職活動を行う障がい者の情報交換、出会いの場として「はたらくふれあい懇親会」と、より多くのみなさんに障がい者福祉についての関心と理解を深めてもらうための「いんざいアートフェス2014」を開催します。

「はたらくふれあい懇親会」「いんざいアートフェス2014」を開催
障がい者を雇用する企業と就職活動を行う障がい者の情報交換、出会いの場として「はたらくふれあい懇親会」と、より多くのみなさんに障がい者福祉についての関心と理解を深めてもらうための「いんざいアートフェス2014」を開催します。

凡例 開日時 開会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ HPホームページ メールアドレス その他 携帯番号